

業務仕様書

1 業務名称

砺波市立新設中学校に係る新校舎整備基本計画策定及びPFI等導入可能性調査業務

2 契約期間

契約日から令和8年3月31日まで

ただし、砺波市議会の繰越の承認が得られた場合は、令和9年3月19日までとする。

3 業務の目的

市内の3中学校（庄西中学校、般若中学校、庄川中学校）を統合し、新校舎の整備を行うための基本計画の策定を支援するとともに、PFI等の民間活用の導入可能性の検討を行うことを目的とする。

4 業務内容

(1) 基本計画の策定

ア 学校規模の検討

本市が策定した砺波市立中学校再編計画で推計した各校区の児童生徒数予測を踏まえ、現状課題を整理した上で統合校の適正規模を検討すること。

イ 学校コンセプトの検討

全国の先進事例、国の政策動向等を把握した上で、教育委員会が策定する教育目標・特色ある教育内容を踏まえ、新しい学校施設のコンセプトの提案・検討を行うこと。

具体的には、教育の高機能化、生活環境の向上、地域に開かれた学校等の観点から、施設のあり方・コンセプトのを提案、検討をすること。検討にあたっては、地域、保護者、教員等の要望も併せて聴取し、反映させること。

ウ 導入機能の抽出

普通教室、特別教室、管理諸室、体育館、地域開放スペース等の必要諸室、面積を整理、検討すること。

エ 通学方法の検討

生徒の通学経路、通学時の安全性を考慮し、スクールバス等の活用を含め、通学方法を検討すること。

オ 建設候補地の整理

砺波市立中学校再編計画に記載のとおり、庄西中学校の周辺を学校の位置とすることから、敷地条件等を整理し、比較検討資料を作成するものとする。また、用地を取得する場合、農地転用手続が必要となることから、必要面積の根拠も整理すること。

なお、既存敷地の跡地利用についても砺波市子ども計画（令和7年3月）に基づく、認定こども園（庄下保育所と東部保育所を統合）や民間活用などを勘案の上、提案すること。

カ 配置計画及び敷地選定の検討

上記で検討した各候補地において、施設配置計画を検討するとともに配置計画等を踏

また各建設候補地の比較評価を行うこと。なお、配置計画は各2案作成すること。

キ 施設計画の検討

上記で検討した配置計画を踏まえ、平面図及び立面図を作成すること。また、学校施設に必要な構造や設備の条件を検討すること。なお、平面図及び立面図は配置計画を踏まえ1案作成すること。

ク 概算事業費の算定・工期の検討

概算事業費の策定、工期の検討を行うこと。なお、候補地周辺の用地を取得する必要がある場合は、その費用等についても概算事業費や工期を含めること。

ケ 基本計画のとりまとめ

上記をとりまとめた基本計画を作成すること。

(2) PFI等導入可能性調査

ア 前提条件の整理

導入可能性調査を実施するにあたり、前提条件を整理する。

イ 事業スキームの検討

統合校の整備をPPP・PFI等の事業手法で実施する場合の事業スキームについて、以下の項目を検討すること。

(ア) 事業方式(BO、PFI等)の検討

(イ) 事業形態(サービス購入型、ジョイントベンチャー型、独立採算型)の検討

(ウ) 事業範囲の検討

(エ) 事業期間の検討

(オ) 推奨スキームの設定

ウ VFMの算定

(ア) 従来型方式の事業費(PSC)の算出

従来型の整備手法として市が自ら実施した場合の設計費、建設費、維持管理費、運営費等を算出し、市の財政負担額の総額を算出すること。

(イ) 前提条件の設定

想定PPP/PFI等の事業手法について、VFM検討のための前提条件を設定すること。

(ウ) PFLCC(Private Finance Initiative Life Cycle Cost)の算定

想定するPPP/PFI等の事業手法で実施した場合の民間事業者の事業期間中の事業シミュレーションを行い、市の財政負担額の総額を算出すること。

(エ) VFMの算定

PSCとPFLCCを比較することにより、VFMを算出すること。

エ 市場調査

本事業を上記で検討したPPP・PFI等の事業手法で行うとした場合、民間事業者の参入意欲、参加可能な事業スキーム、事業参加の可能性や条件、民活事業による削減率を把握するため、民間事業者を対象とした市場調査を実施すること。

オ 総合評価及び事業スケジュールの検討

上記で検討した内容を踏まえ、本事業で想定される事業スキームについて総合評価を検討する。また、PFI手法等で実施する場合の事業スケジュールを検討すること。

5 成果品

成果品として、以下のものを提出すること。

- ・基本計画（参考資料・データ等を含む） A4版5部
- ・報告書 A4版1部
- ・原稿デジタルデータ CD・R一式
- ・業務完了までの会議録 一式

6 協議事項

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、双方協議の上定めるものとする。